

自転車事故の賠償金は想像以上の高額に！

自転車保険加入が義務となりました。
あなたは入っていますか？

自転車は法律上の車両です。
事故を起こした場合は、賠償責任を伴うことがあります。
自転車を利用するすべての人の問題です。
万が一に備えて、自転車保険に加入しましょう。

事業者・
レンタサイクル事業者は、
自転車利用者等は、

平成29年10月1日より
平成30年4月1日より

自転車保険義務化

自転車保険について詳しくは [京都府 自転車](#) [検索](#)

(お問い合わせ) 義務化の内容については075-414-4367(京都府安心・安全まちづくり推進課)
保険の商品や加入方法については0120-670-022(コールセンター→詳細は裏面)



京都府損害保険代理業協同組合
一般社団法人京都損害保険代理業協会

自転車保険の加入状況をチェック

→ はい → いいえ → わからない

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」等も該当します。

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）のいずれかに加入していますか。

自転車損害賠償保険に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

すでに自転車損害賠償保険に加入しています。

※補償内容（賠償責任補償額や示談交渉の有無等）が十分であるか、補償期限が有効であるかを確認ください。

お手元に保険証券を用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車損害賠償保険への加入が必要です。

下記コールセンターへお問い合わせください！

※条例で定める保険とは、自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害に係る損害をてん補することができる保険又は共済をいいます。

もしも事故を起こしてしまったら

事故を起こしてしまった場合、気が動転して的確な対応ができないこともあります。以下の手順を参考に、落ち着いて行動できるようにしましょう。

- 1 ケガ人の救護** ケガ人がいる場合は、ケガ人の手当てが最優先です。まずは救急車を呼びましょう。
- 2 道路上の危険防止** 二次災害を防止するため、路肩や歩道など安全な場所に自転車を移動させましょう。
- 3 警察への連絡** 現場をよく確認し、落ち着いて警察に連絡しましょう。警察への届出がないと、「交通事故証明書」が発行されません。※交通事故証明書がないと、保険金が支払われない場合があります。
- 4 事故状況の確認** 事故の相手方の名前、住所、連絡先などを確認し、簡単な事故状況をメモしましょう。
- 5 損害保険会社への連絡** 事故の状況をただちに損害保険会社または代理店に連絡してください。



きょうと自転車保険専用コールセンター

保険の商品や加入方法については

0120-670-0222

※ 午前9時～午後6時
(土日祝及び年末年始を除く)

※義務化の内容については075-414-4367(京都府安心・安全まちづくり推進課)へおかけください。
※コールセンターは、京都府損害保険代理業協同組合が運営しています。